

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 24 年度第 2 四半期）
デリバティブ関係（為替系）

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	23 年度(あ)第 129 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において販売していたことから、一定の為替リスクヘッジニーズは存在していた。 ・当社は、B銀行から円高時の具体的リスク等に関する説明を十分に受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握し、さらにA社が当行において外国為替取引を行っていたことから、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行担当者は、A社からの要望等を聴取しつつ、本件契約の内容及びリスクの説明を行っており、説明・勧誘方法において問題はなかったと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、ヘッジ対象額及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 267 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮した上で、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮した上で判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において販売しているため、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、他の金融機関との間でもデリバティブ取引を行っており、当該取引を考慮すれば、ヘッジ比率が過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の具体的リスク等の説明を十分に受けていない。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について、関係資料を用いて十分な説明を行っており、また、A社は、他の金融機関とも複数のデリバティブ取引を行っていたことから、当行の説明方法及びA社の理解に問題はなかったと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→あっせん不調(申立人があっせん案不受諾)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、B銀行はあっせん案を受諾したが、A社があっせん案の受諾を拒否したため、平成24年9月5日付けであっせん手続を終了した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第299号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、外貨の実需はあったものの、為替相場変動の影響を販売価格等に転嫁可能であったため、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在していな

	<p>かった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について、関係資料を用いて十分な説明を行っており、また、A社は、他の金融機関との間でも複数のデリバティブ取引を行っていたことから、当行の説明方法及びA社の理解に問題はなかったと判断している。 ・A社からは、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できないことを聴取していた。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年8月31日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第521号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していることから、為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容、具体的リスク等について資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意が

	ある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月14日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、あっせん委員会は、A社から破産手続を開始したため、申立てを取り下げる旨を聴取し、申立取下書の提出を受けたことから、平成24年9月27日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第525号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を国内の会社を通じて海外から円建てで仕入れ、国内において加工した上で、円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、需給の影響をより大きく受け、為替相場変動の影響は小さかったため、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商品の仕入価格について、A社からの聴取等にもとづき、為替相場との相関分析を行っており、A社に為替リスクヘッジニーズが存在していたと判断している。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年1月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分であったとはいえないこと及び本件契約の期間が長期に過ぎること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年7月 30 日付けで和解契約書を締結した。
--	-------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 547 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内外から仕入れ、国内外において販売している。仕入及び販売の決済は外貨建て又は円建てである。 ・仕入価格は、為替相場変動の影響を受けていたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、具体的なリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 17 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 548 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、商品の一部を外貨建てで仕入れ、国内及び海外において販売している。 ・当社は、外貨の実需があることから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、具体的なリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年8月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第550号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を、直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円

	高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の円建てによる仕入価格と為替相場の相関分析を行っておらず、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の輸入仕入額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 24 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第571号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している一方で、輸出取引も行っており、当該取引によって回収した外貨を輸入の支払に充てることができたことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、本件契約の内容及びリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からの聴取等によりヘッジ対象額を把握し、ヘッジ比率の検証を行った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用

	いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流を踏まえたヘッジ対象額の具体的金額の把握及びA社の財務耐久性の検証が十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第572号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に、国内の商品を国内の会社を通じて仕入れているが、一部については海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・海外から外貨建てで輸入していた商品については一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から説明を受け、当社社長が本件契約の契約書等に記名押印した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の円建ての仕入価格と為替相場の相関性についての検証を行っていなかったことを認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 21 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第590号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社から商材を仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入には外貨建てのものもあり、その仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについては十分な説明を受けないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第602号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社から商品を仕入れ、販売をしている。仕入価格は、為替相場変動の影響を受けていたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社には一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスクについて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の取引期間及びA社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第604号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建ての仕入価格は為替相場変動の影響を受けており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、円建ての仕入価格は為替相場よりも需給の影響が大きかった。 ・当社は、本件契約の具体的なリスクの内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至っ

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して商品のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月27日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第610号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外から商品を仕入れて販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額からすれば本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額は聴取のみにより確認したものであること、仕入価格と為替相場の相関分析も行っていなかったことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・A社は、他の金融機関との間で複数のデリバティブ取引を締結していたことから、本件契約の内容について十分に理解していた。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が一定の解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月3日付けで和解契約書を締結した。
---------------	---

事案番号	23年度(あ)第613号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を直接外貨建てで又は国内の企業を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、海外からの輸入分については、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、他の金融機関との間で締結していたデリバティブ取引等を行っていたため、当該取引を勘案すれば、ヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額等について客観的資料による裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・A社は、他の金融機関との間で複数のデリバティブ取引を行っていたことから、デリバティブ取引の内容について十分に理解していたと認識している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月3

	<p>日及び同年4月 11 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 10 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23 年度(あ)第 620 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を直接外貨建てで又は国内商社を通じて円建てで仕入れ、国内で販売していることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、直接輸入分はわずかであったため、本件契約は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容及びリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを聴取及び提供された資料により確認した。 ・当行は、円建てによる仕入価格と為替相場の相関性についての検証を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 9 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 31 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第623号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において販売していたため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握が十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及びヘッジ比率の検証が必ずしも十分ではなかったこと、財務耐久性の検討が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第629号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商材を仕入れ、国内において販売している。 ・仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものの、その影響をほぼ販売価格に転嫁することができていたため、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 23 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第652号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から直接外貨建てで商品を輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入しており、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であったことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の実需、当社が他の金融機関との間で締結していたデリバティブ取引等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、他行とのデリバティブ取引の取扱額を考慮した場合には、ヘッジ比率の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。また、A社社長は、当行及び他の金融機関との間で複数のデリバティブ契約を締結していたことから、デリバティブ契約の内容について十分に理解していたと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、リスク対象額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月3日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第667号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外から商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受け、これを販売価格に転嫁することは困難であることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額及び他の金融機関とのデリバティブ取引額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・本件契約の為替取引高は当社の財務耐久性に比して過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、本

	件契約の円高時の具体的リスク等について十分な説明を受けていないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及びA社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 17 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第668号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外から商品を仕入れ、国内において販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受け、これを販売価格に転嫁することは困難であることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額及び他の金融機関とのデリバティブ取引の取引額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、本件契約の円高時のリスク等について十分な説明を受けていないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、他行との取引についてはA社からの聴取によって確認しており、客観的資料によって確認を行わなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及びヘッジ比率の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 19 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第675号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて仕入れ、国内において販売している。 ・当社の取引はすべて円建ての決済であり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入額は聴取のみによるものであって、客観的資料による確認を行っていないことから、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 31 日付けで和解契約書を締結した。
-------	---

事案番号	23年度(あ)第686号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものの、取引額が僅かであるため、本件契約に対するニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額について客観的資料による確認を行っていないことから、A社のヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社に対して、本件契約の内容、具体的リスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 8 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年7月 12 日付けで和解契約書を締結した。
--	-------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 692 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から商材を仕入れ、加工した上で、国内の会社に販売している。 ・当社の仕入取引はすべて円建ての決済であり、仕入価格が為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第694号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商材を国内の会社を通じて仕入れ、当該商材を用いて商品を生産した上で、国内の会社に販売している。 ・当社の取引はすべて円建ての決済であり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月25日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第702号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社から仕入れ、国内において販売している。 ・当社の取引はすべて円建ての決済であり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・その後、A社からあっせん委員会に対して、本件契約についてあっせんによる解決が見出せない旨の申立取下書が提出されたことから、平成24年7月13日付けであっせん手続きを終了した。

事案番号	23年度(あ)第707号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、原材料を国内外から仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものの、これを販売価格に一定程度転嫁することが可能であることから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金の具体的金額について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 17 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第709号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の海外から仕入れる商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額については客観的資料による確認を行っていないこと、及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意が

	ある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第710号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の商品の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月6日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第711号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかった。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第741号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク、解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取及び決算書等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月9日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第747号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額及び他の金融機関との間で締結していたデリバティブ取引を考慮すると、本件契約に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から円高時のリスク等について十分な説明を受けずに本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の外貨実需額及びヘッジ比率の検証については、特段の問題はないものと考えている。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容、リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではないこと、本件契約の期間がやや長期に過ぎること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月10日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第748号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入していたが、輸出取引も行っていたため、為替リスクヘッジニーズは限定的なものであった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けてお

	らず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 24 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第750号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から直接外貨建てで商品を輸入するとともに、国内の企業から商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・海外から直接外貨建てで輸入していた商品については、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月

	<p>14日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年8月15日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第752号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外から商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・商品の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額及び他の金融機関との間で締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からの聴取により、他の金融機関との間で締結していたデリバティブ取引額を確認したが、A社が主張している額とは相違している。 ・当行は、A社に対して、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、ヘッジ比率の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月18日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第753号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外から商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・海外からの商品の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けていたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額及び他の金融機関と締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月18日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第754号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものの、販売価格にその影響をほとんど転嫁できることから、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたが、中途解約及び解約清算金についての説明が不十分であり、当社が必要としていた融資等と抱き合わせて提案されたため、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行が、A社が必要としていた融資と本件契約を抱きあわせて提案した事実はない。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月27日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第761号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は為替相変動の影響を受けていることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、輸入に係る仕入は減少していく見込みであったため、本件契約を締結するニーズは乏しかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の円高時のリスク及び解約清算金について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、本件契約の内容、契約期間及び円高時のリスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第768号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商材を国内の会社から円建てで仕入れているが、商材の仕入価格は主に為替相場以外の要因により決定されることから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関性について検証を一定程度行っていたが、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容、リスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月24日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 25 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第769号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて仕入れ、国内において販売している。 ・当社の取引はすべて円建てでの決済であり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格の決定方法はA社からの聴取により把握したものであり、客観的資料による確認を行っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年 7 月 18 日付けで和解契約書を締結した。
--	---------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 780 号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入し、主として国内において円建てで販売し、一部を海外の会社に対して外貨建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで仕入れており、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至っており、本件契約による為替差損が事業を圧迫している。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社担当者に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 3 月 7 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年 8 月 29 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23 年度(あ)第 782 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を国内の会社から仕入れ、国内において販売している。当社の仕入価格は、主に為替相場以外の要因により決定され、また為替相場変動の影響があっても販売価格に転嫁することも可能であったことから、当社の為替リスクへ

	<p>ッジニーズは限定的であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から、本件契約のリスク等のデメリットについて十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の仕入価格が為替相場変動の影響を受けるものであり、また、これを販売価格に転嫁することは困難であることを確認した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関性について検証を行わなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 785 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において販売しているが、仕入価格については為替相場以外の要因により決定されるため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関性について検証を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資

	<p>料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 13 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 799 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額及び他の金融機関とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容及び円高時のリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から、他の金融機関とのデリバティブ取引の内容を聴取により把握したが、A社の主張している金額とは異なっている。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握が必ずしも十分

	<p>とはいえなかったこと及び本件契約の取引期間が長期に過ぎること等を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 7 月 30 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第800号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容及び円高時のリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取及びA社から提出を受けた資料等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・本件契約によるヘッジ比率が高率であったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 3 月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及びヘッジ比率の検証が必ずしも十分でなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 7 月 13 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第823号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品の一部を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・商品の一部を海外から輸入していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、本件契約に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約について説明を受けたものの、その内容、具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の裏付け資料を徴求しなかったことから、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったことを認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後に、A社からあっせん委員会に対して、A社が民事再生手続に移行したため、申立てを取り下げる旨の申立取下書が提出されたことから、平成24年8月13日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第825号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社から仕入れ、国内において販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものの、一定程度は販売価格に転嫁できていたことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第826号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものの、販売価格にその影響を転嫁できていたため、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約に伴うヘッジ比率の検証を行っており、ヘッジ比率は適正で

	<p>あったと判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 835 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担すること等を求める。 ・当社は、国内で製造された商品を国内の会社を通じて仕入れ、国内において販売している。 ・当社の取引はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの把握は聴取によるものであって、客観的資料による確認を行っていないこと、及びA社の仕入価格と為替相場の相関分析も行っていないことは認める。 ・本件契約が長期に過ぎるものであったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと及び本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 20 日付けで和解契約書を締結した。
-------	---

事案番号	23年度(あ)第836号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商品を海外から外貨建てで輸入していたため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等をよく理解しないまま、本件契約を締結するに至った。 ・当社の財務耐久性を勘案すると、本件契約は当社のニーズに合うものであるとはいえない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第837号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された製品を国内の会社から仕入れ、国内において販売している。 ・当社の取引はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び他の金融機関とのデリバティブ取引を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことを認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分でなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月25日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第839号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外で生産された商品を国内の会社を通じて仕入れ、販売している。決済はすべて円建てであり、仕入価格が為替相場の影響を受けていたかどうかは把握していない。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び円高時のリスク等について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第841号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外及び国内で製造された商品を国内の会社等を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は為替相場以外の要因により決定されることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社から聴取した仕入額等は、客観的資料による裏付けを取ったものではなく、

	<p>為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年8月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第853号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を国内の会社を通じて仕入れ、販売している。 ・決済はすべて円建てであり、仕入価格も為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると理解し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握及び仕入価格と為替相場に係る相関性の検証が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月

	<p>27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年8月8日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第855号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月11日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年8月31日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第856号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品の一部を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・商品の一部を海外から輸入していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、本件契約に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の裏付け資料を徴求しなかったことから、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後にA社からあっせん委員会に対して、A社が民事再生手続に移行したため、申立てを取り下げる旨の申立取下書が提出されたことから、平成24年8月13日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第857号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品の一部を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・商品の一部を海外から輸入していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、本件契約に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後にA社からあっせん委員会に対して、A社が民事再生手続に移行したため、申立てを取り下げる旨の申立取下書が提出されたことから、平成24年8月13日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第864号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入して国内で販売しているほか、国内の会社から仕入れた原材料を製品に加工して国内外において円建て又は外貨建てで販売している。 ・外貨建ての輸入については一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたものの、当社の実需額等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月9

	<p>日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月5日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第870号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しているが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流、仕入価格及び販売価格の決定方法の把握を専ら聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないため、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年9月 18 日付けで和解契約書を締結した。
--	-------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 878 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を国内外の会社から仕入れ、販売している。 ・当社が海外の商品の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものであり、これを販売価格に転嫁することができなかったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容及び円高時のリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 17 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 880 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外の商品を国内外の会社から仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けており、その影響を販売価格に転嫁することができなかったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、本件契約の内容及び円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第881号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を国内外から仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受け、これを販売価格に転嫁することができなかったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約の内容及び円高時のリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 17 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第907号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商品を国内の会社を通じて仕入れ、国内において販売している。 ・当社の取引はすべて円建てであり、為替相場変動が仕入価格に与える影響は限定的であることから、為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、本件契約の内容及び円高時のリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の実需額を客観的資料によって確認していないこと及びA社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったも

	<p>のと判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 11 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第910号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を国内の会社を通じて仕入れ、販売している。 ・決済はすべて円建てであり、当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 24 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第915号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を国内外から仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、海外からの輸入量はわずかであり、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の輸入仕入額を聴取により把握したが、客観的資料による確認を行っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 17 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第927号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外で生産された商品を国内の会社を通じて仕入れ、国内において販売している。 ・当社の取引はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、本件契約の内容及び円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び海外産の商品に係る仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の海外産の商品に係る仕入額は聴取によるものであって、客観的資料による確認を行っていないこと、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年7月26日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第928号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、一部商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の輸入仕入額の把握を専らA社からの聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないため、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流等を踏まえた外貨実需の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 19 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第937号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額については聴取によるものであり、客観的資料による確認を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及びヘッジ比率の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 11 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23 年度(あ)第 944 号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外で製造された商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が海外から仕入れる商品の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けていたが、そのほとんどは販売価格に転嫁できていたため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取及び提出資料等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確

	<p>認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <p>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。</p> <p>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <p>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</p> <p>・平成 24 年7月 27 日付けで和解契約書を締結した。</p>

事案番号	23 年度(あ)第 950 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p> <p>・当社は、国内外で製造された商品を仕入れ、国内外において円建てで販売している。</p> <p>・海外からの仕入は外貨建てであり、その仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</p> <p>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</p>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<p>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。</p> <p>・A社の仕入額は聴取によるものであって、客観的資料による確認を行っていないことから、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</p> <p>・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <p>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</p>

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 26 日付けで和解契約書を締結した。
---------------	--

事案番号	23 年度(あ)第 954 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の実需額等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約に伴うヘッジ比率が過大であったこと及びA社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 3 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月5日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第961号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けたものの、商品内容について十分に理解しないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額の把握は聴取によるものであって、客観的資料によって確認を行っているものではないことから、ヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 25 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第963号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月13日及び同年5月2日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年9月14日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第964号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内で製造された商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・海外から仕入れる商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の実需額等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入額の把握は聴取によるものであって、客観的資料によって確認を行っているものではないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握等が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 13 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第965号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて仕入れ、国内において販売している。 ・当社の取引はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものの、その影響を販売価格に転嫁できていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、十分に理解できておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスクについて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 26 日及び同年7月3日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。
---------------	---

事案番号	23年度(あ)第980号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で調達された商材を国内の会社を通じて仕入れ、販売している。 ・決済はすべて円建てであり、当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク、解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。 ・当社は、B銀行との取引への影響を考慮し、また、損失の見込みはないとの説明を受けたため、本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の商流及びヘッジ対象額については、客観的資料により裏付けを取っているものではないため、為替リスクヘッジニーズの検証等が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 8 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年8月 16 日付けで和解契約書を締結した。
--	-------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 981 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で調達された商材を国内の会社を通じて仕入れ、販売している。 ・決済はすべて円建てであり、当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・当社は、B銀行から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク、解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。 ・当社は、B銀行との取引への影響を考慮し、また、損失の見込みはないとの説明を受けたため、本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の商流及びヘッジ対象額については、客観的資料により裏付けを取っているものではないため、為替リスクヘッジニーズの検証等が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 8 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 1 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第986号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて仕入れ、国内において販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものの、仕入価格が高くなった場合には、より安価な仕入先に変更することが可能であったことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク、解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額、仕入価格の決定方法等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格の決定方法につき、A社からの聴取のほか、客観的資料により確認を行っていた。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月24日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第987号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内で販売している。 ・当社は、仕入価格に対する為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できていたため、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容、円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、執拗な勧誘を断り切れずに本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行担当者は、A社からの聴取により外貨実需額を把握したが、客観的資料による確認を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第988号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内で販売している。 ・当社は、仕入価格に対する為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できていたため、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、執拗な勧誘を断り切れずに本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至

	<p>った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第991号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内外において外貨建て又は円建てで販売している。 ・外貨建ての輸入取引の支払については、輸出取引で取得した外貨を充てていたため、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月

	<p>25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月4日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第992号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内外において外貨建て又は円建てで販売している。 ・外貨建ての輸入取引の支払については、輸出取引で取得した外貨を充てていたため、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び円高時のリスク等について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証に不十分な点があったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月6日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第999号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内外の会社から外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建てで仕入れる商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、契約内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検討が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 17 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1000号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を仕入れて販売している。 ・当社は、商品の一部を海外から直接外貨建てで輸入していたため、ドル実需があり、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の為替差損及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、申立人の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1002号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて仕入れ、国内において販売している。 ・当社の取引はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受け、その内容を理解した上で、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月17日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1003号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の無効確認
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引が無効であることの確認を求める。 ・当社は、海外で生産された原材料を国内の業者を通じて仕入れ、製品に加工して国内で販売している。 ・決済はすべて円建てであり、当社の仕入価格は為替相場変動の影響をほとんど受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在していなかった。 ・当社にとって、本件契約の取引期間は長期に過ぎる。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解できず、B銀行担当者から勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性の検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月9日付けで和解契約書を締結した。
---------------	---

事案番号	23 年度(あ)第 1006 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を国内の会社から仕入れ、国内において販売している。 ・当社の取引はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容、円高時のリスクについてB銀行担当者から十分な説明を受けないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 18 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第1008号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで直接輸入していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったこと、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 17 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1011号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から商品を仕入れ、国内において販売しており、すべて円建ての取引である。 ・当社が仕入れる一部の海外産商品の仕入価格は、為替相場の変動による影響を受けているものの、その取扱額は少額であることから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的なリスクを理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から提示された客観的資料により海外産商品の仕入価格が為替相場の変動の影響を受けていることを確認した。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 26 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1013号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外及び国内で製造された商品を国内の会社を通じて仕入れ、販売している。 ・決済はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円

	高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、海外製の商品の仕入価格に対する為替相場の影響について、一定の確認を行った。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 15 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1016号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、当社の営業利益等を勘案すれば、本件契約を締結するだけの財務耐久性はなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月5

	<p>日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 24 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23 年度(あ)第 1022 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内から商品を仕入れ、販売している。 ・仕入の一部は外貨建てであったことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の実需等を勘案すれば、本件契約は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約が内包するリスク等のデメリットについて十分な説明を受けなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 18 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったこと、及びA社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月9日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1028号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を仕入れ、国内において販売している。すべて円建ての取引であり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容及び円高時のリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月25日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1029号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を国内の会社から仕入れ、国内において販売

	<p>している。すべて円建ての取引であり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月26日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1030号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外に製造委託した商品を仕入れ、国内において販売している。 ・海外から仕入れる商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものの、販売価格に転嫁できていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容及び円高時のリスク等についてB銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額及び販売価格の決定方法等について客観的資料によって確認を行っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月6日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第1031号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容及び円高時のリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けなかった。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月5日付けで和解契約書を締結した。
---------------	--

事案番号	23 年度(あ)第 1036 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売していたが、仕入価格は主に商品相場の変動の影響を受け決定されるものであったため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その商品内容及び具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、商流、輸入仕入額、及び将来的に外貨建ての仕入の比率が高くなる見込みがあること等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月5 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 11 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1038号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外から商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建てで仕入れている商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受け、販売価格に転嫁できないことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在したが、当社の実需額等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額の把握は聴取によるものであって、客観的資料によって確認していないことから、A社のヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月18日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1040号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外国産の商材の仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流の把握及びA社の仕入価格と為替相場の相関分析の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1041号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を国内の会社から仕入れ、国内において販売している。 ・当社の取引はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けてお

	らず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び海外産の商品の仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流の把握及び仕入価格と為替相場の相関分析の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 11 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1048号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商品を海外から外貨建てで輸入し、国内外において販売しているが、販売によって回収した外貨を外貨建ての支払に充当していたため、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流の把握及びヘッジ対象額の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと

	<p>判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 13 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 1056 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の無効確認
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引が無効であることの確認を求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて仕入れ、国内で販売している。 ・決済はすべて円建てであって、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないで、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流等について客観的資料により裏付けを取っておらず、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するという

	<p>あっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 16 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23 年度(あ)第 1057 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて仕入れ、国内において販売している。 ・当社の取引はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク、解約清算金の具体的金額等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流、仕入額及び仕入価格の決定方法等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 1058 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を国内の会社から仕入れ、国内において販売している。 ・当社の取引はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等については十分な説明を受けないまま本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 18 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第1061号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内外から外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建てで仕入れる商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていたものの、少額であったことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円

	高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 19 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第1068号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて仕入れて販売している。 ・当社の仕入価格は主に為替変動以外の要因により変更されるものであり、為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約が融資の条件である旨を告げられ、やむを得ず本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性について検証を行っていなかったことは認める。 ・当行担当者が、A社に対して、本件契約が融資の条件である旨を告げた事実はない。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月8日付けで和解契約書を締結した。
-------	---

事案番号	23年度(あ)第1069号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において販売しているが、その仕入価格は為替相場以外の要因により決定されることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行から本件契約の円高時の具体的リスク等について十分な説明を受けておらず、その内容を理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から海外の商材の仕入価格は為替相場変動の影響を受けること等を聴取したものの、客観的資料による裏付けを取っておらず、また仕入価格と為替相場の相関性について検証も行っていなかったことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 14 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第1070号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、ヘッジ対象額について十分な確認を行っておらず、結果としてヘッジ比率が過大になったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年9月18日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1071号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において販売していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなく、結果としてヘッジ比率が過大であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年9月20日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	平成23年度(あ)第1076号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内で販売をしている。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受け、販売価格に転嫁することが困難であることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在したが、当社の実需額等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の円高時のリスク等のデメリットについて十分な説明を受けなかった。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の輸入仕入額を考慮してヘッジ比率を検証し、適正であると判断した上で、本件契約を締結した。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の円高時のリスク等のデメリットについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年7月 30 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第1077号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を仕入れて販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意が

	ある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 31 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1084号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、業務の一部を海外子会社に委託しており、その委託料を外貨建てで支払っていたが、その金額は僅かであったことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズがなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び事業計画において将来的に為替リスクヘッジニーズが生じることを把握した上で、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の事業計画の把握を専らA社からの聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないため、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の契約期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎたことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 1 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと、及び本件契約の契約期間がA社の業況等を勘案すると長期

	<p>に過ぎたこと等を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月5日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第2号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において販売していたが、その金額は僅かであったことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズがなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 27 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第3号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、一部商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において販売していたが、その金額は僅かであったことから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズがなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月6日及び同月12日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年9月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第4号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入していたが、その金額は僅かであったため、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、商流、輸入仕入額、及び将来的に輸入が増加する見込みがあること等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月6

	<p>日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 18 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第6号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社を通じて原材料を円建てで仕入れ、国内において加工した商品を円建てで販売している。 ・当社が仕入れる原材料の一部は海外産であるが、当該仕入価格は為替相場以外の要因によって決定されるため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、本件契約が内包するリスクについて十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であること、及びA社の事業内容等からすれば本件契約の取引期間が長期に過ぎること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀

	<p>行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 27 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第11号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたが、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できたことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 25 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第14号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建て

	<p>で販売しているが、その仕入価格は為替相場以外の要因により決定されることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</p> <p>・当社は、本件契約の円高時の具体的リスクについて、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。</p>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<p>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。</p> <p>・当行は、A社の仕入額の把握等を専らA社からの聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないため、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</p> <p>・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <p>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。</p> <p>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <p>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</p> <p>・平成 24 年9月 25 日付けで和解契約書を締結した。</p>

事案番号	24年度(あ)第15号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p> <p>・当社は、原料等を海外から外貨建てで輸入し、加工した上で国内外において販売しており、輸出による外貨の受取額が、外貨建ての輸入額を超過していたことから、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</p> <p>・当社は、本件契約のリスク及び解約清算金の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。</p>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<p>・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。</p> <p>・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったこと</p>

	<p>は認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 31 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行がA社の解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第16号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内から材料を仕入れ、加工して販売している。 ・当社は、材料の一部を海外から外貨建てで輸入していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からの聴取とともに、当行で行っている外国送金等の実績を確認しているものの、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月

	<p>28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、外貨実需額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年8月15日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第21号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内外の会社から仕入れ、国内において販売している。 ・当社が海外から仕入れる商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていたものの、少額であったことから、当社の為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であった点等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年7月31日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第22号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品の一部を海外から直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が、海外から直接外貨建てで仕入れていた商品については、為替相場変動の影響を受けていたが、当該取引が仕入総額に比して少額であったため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ対象額の検証が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年8月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第25号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入商品は需給等の影響を受け、為替相場変動の影響は受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解

	約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 27 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第26号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外の商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、国内の会社から円建てで仕入れており、仕入価格は需給等の影響を受けるが、為替相場変動の影響は受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、具体的リスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流の把握が十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月

	<p>11日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年8月10日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第28号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された原材料を仕入れ、製品に加工して販売している。決済はすべて円建てである。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・当社にとって、本件契約の取引期間は長期に過ぎる。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について一定の説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等については十分な説明を受けず、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月29日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及び外貨実需額の把握が不十分であったことを含め、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月6日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第30号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の実需額及び当社が他の金融機関との間で締結していたデリバティブ取引の取引額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び円高時のリスク等について具体的な説明を受けておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等によりA社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の輸入仕入額を考慮してヘッジ比率を検証し、適正であると判断した上で、本件契約を締結した。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月9日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第31号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたが、その仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であったことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約について説明を受けたものの、その内容及び円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年9月13日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第34号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売してい

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、外貨建ての仕入れではあるものの、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等についての十分な説明を受けないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月3日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第35号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外で製造された商品を国内の会社から仕入れ、国内において販売している。 ・海外で製造された商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けているものの、販売価格に転嫁できていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると把握し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年7月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第36号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内又は海外で製造された商品及び国内産の原材料を国内の会社を通じて仕入れ、販売している。決済はすべて円建てである。 ・当社は国内の会社を通じて円建てで仕入れており、為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月3日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第38号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に国内の会社から商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、一部の商品を海外から外貨建てで輸入していたが、その仕入額はわずかであり、本件契約当時にはほとんど取引がなくなっていた。また、国内の会社から仕入れる商品の価格は為替相場変動の影響を受けないため、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、外貨実需額に係る資料をA社から徴求せず、A社の外貨実需額の把握が不十分であったこと及び仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年8月15日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第42号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を仕入れ、国内において販売している。 ・当社の取引はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等の具体的金額について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年7月18日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第43号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から商品を仕入れ、国内において販売している。 ・当社の取引はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金の具体的金額等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入価格の決定方法を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の

	<p>勧誘に至った。</p> <p>・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年7月 18 日付けであっせん手続を打ち切った。</p>

事案番号	24年度(あ)第44号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p> <p>・当社は、国内の会社から商品を仕入れ、国内において販売している。</p> <p>・当社の取引はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</p> <p>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等の具体的な金額について十分に理解しないまま、B銀行担当者に強く勧誘されて本件契約を締結するに至った。</p>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<p>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入価格の決定方法を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。</p> <p>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年7月 18日付けであっせん手続を打ち切った。</p>

事案番号	24年度(あ)第48号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・海外産の一部の商品の仕入価格は為替相場変動の影響を一定程度受けていたが、全体に占める割合は少なかったことから、本件契約を締結するまでの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、B銀行との付き合いから本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約締結に際して、A社に対し、本件契約の内容、具体的リスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係るA社の損害額の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年8月30日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第50号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原料から製造した商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、当該商品を再加工したものを国内において円建てで販売している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の仕入価格は為替相場以外の要因により決定され、さらに国内の会社を通じて円建てで仕入れていること等から、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 27 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第51号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から円高時の為替差損及び解約清算金等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及びA社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 24 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第69号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたため、一定の為替リスクヘッジニーズは存在していたが、当社の外貨実需額及び他の金融機関とのデリバティブ取引等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の輸入仕入額の把握を専らA社からの聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないことから、ヘッジ対象額の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月

	<p>26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年9月11日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	24年度(あ)第70号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内から商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入の中には外貨建てのものもあったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の実需及び他の金融機関との間のデリバティブ取引等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、ヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であった点等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年8月28日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第71号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から商材を外貨建てで仕入れ、国内において加工した上で、円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受け、販売価格に転嫁できないことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の実需額等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容及び円高時のリスク等について十分な説明を受けないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の輸入仕入額を考慮してヘッジ比率を検証し、適正であると判断した上で、本件契約を締結した。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第72号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商材を外貨建てで仕入れ、国内において加工した上で、円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動による影響を受けており、販売価格に転嫁することはできなかったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であっ

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容及び円高時のリスク等について十分な説明を受けないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行が把握したA社の外貨実需額については、決算書等に照らして齟齬がなかったことから、ヘッジ比率も問題がなかったと判断している。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年7月6日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第73号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、一定の為替リスクヘッジニーズは存在していた。 ・当社は、B銀行担当者からの執拗な勧誘を断り切れず、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行い、執拗な勧誘も行っていないため、説明・勧誘方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 2 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であつ

	<p>たことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 20 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第74号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、その仕入価格は為替相場変動の影響を受けるため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在するものの、当社の外貨実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクについて十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の輸入仕入額の把握を専らA社からの聴取等に依拠しており、客観的資料による裏付けを取っていないため、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年9月 25 日付けで和解契約書を締結した。
--	-------------------------------

事案番号	24 年度(あ)第 78 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・本件契約のヘッジ対象額は、当社の一時的に増加した輸入仕入額を基準に決められており、通常時の輸入仕入額を基準とした場合には、本件契約に係るヘッジ比率は過大なものであった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から説明は受けていたものの、具体的なリスク等についての説明は不十分であった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・本件契約締結当時のA社の輸入仕入額を基準とすれば、本件契約のヘッジ対象額は適切なものであったが、A社の通常時の輸入仕入額を基準とした場合には、本件契約のヘッジ比率が過大なものになっていることは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月3日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24 年度(あ)第 80 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内から商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、具体的なリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月5日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第82号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内外で製造された商品を国内の会社から仕入れ、国内外において販売している。 ・当社の海外産商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容、円高時のリスク等について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・その後、A社からあっせん委員会に対して、都合により本件の申立てを取り下げたいとして申立取下書が提出されたことから、平成 24 年7月9日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	24年度(あ)第83号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内外の会社から商品を仕入れ、国内において販売している。 ・当社が海外から仕入れる商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容及び円高時のリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取及び外貨送金実績等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 18 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年7月3日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第95号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外の商品を国内の会社から仕入れ、国内において販売している。 ・当社の取引はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、本件契約の内容、円高時のリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年7月6日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第96号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、国内及び海外から商品を仕入れ、国内で販売している。決済はすべて円建てである。 ・当社の仕入価格は主に原価の変動により決定され、為替相場変動の影響を受

	<p>けていなかったため、当社に為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。 ・当社にとって、本件契約の期間は長期に過ぎた。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の期間については、A社も理解・納得の上で契約を締結していると判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年8月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第99号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容及びリスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年9月10日付けで和解契約書を締結した。
---------------	--

事案番号	24年度(あ)第110号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の実需額等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、本件契約の円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の実需額の把握及びヘッジ比率の検証については、特段の問題はないものと判断している。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年7月5日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第111号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の実需額等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の実需額、ヘッジ比率の検証については、特段の問題はないものと判断している。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことを認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年7月5日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第112号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売して

	<p>いる。仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の実需額等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</p> <p>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</p>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<p>・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。</p> <p>・当行は、A社の海外からの仕入額の把握については一定の検証方法を行っていたものの、聴取によるものであって、客観的資料によって確認を行っていないことは認める。</p> <p>・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <p>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年7月5日付けであっせん手続を打ち切った。</p>

事案番号	24年度(あ)第119号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p> <p>・当社は、海外で製造された原料を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、原料から商品を製造した上で、国内において円建てで販売している。</p> <p>・当社は、原料の仕入価格が専ら他の要因により決定され、為替相場変動によるわずかな影響も販売価格に転嫁できていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</p> <p>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</p>

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 21 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第122号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内外から商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内外において円建てで販売している。 ・当社は、受注してから仕入先に商品を発注していたことから、為替相場変動の影響をほぼ販売価格に転嫁できていたため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 21 日及び同年7月 25 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第125号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、本件契約は当社の外貨実需額に比して過大なものであった。 ・当社は、本件契約のリスクについて、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、円高時の為替差損及び解約清算金等について理解せず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年8月27日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第133号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を円建てで仕入れ、国内において販売していたが、仕入

	<p>価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、具体的リスクについては十分理解しておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月3日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第143号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外から商材を仕入れ、加工した上で、国内において販売している。海外から仕入れる商材の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・本件契約の取引期間は当社の事業状況を勘案すると長期に過ぎた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・本件契約の取引期間については、A社の要望を踏まえて当行が提案し、A社が

	<p>選択したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第147号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、仕入の一部を海外にある当社の子会社から仕入れ、国内で販売している。 ・当社は、外貨の仕入れはあるものの、外貨による販売額の方が多かったため、ドル実需は少なく、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とは言えなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年8月24日付けであっせん手続

	を打ち切った。
--	---------

事案番号	24年度(あ)第150号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内又は海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の商流では、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流について客観的資料により裏付けを取っているものではなく、結果としてヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年8月13日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第151号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外の会社から商材を仕入れ、海外の会社に対して販売をしている。 ・当社は、外貨建ての仕入があるものの、外貨建てで販売していることから、為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年7月 25 日付けであっせん手続を打ち切った。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第156号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外又は国内で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、国内の会社を通じて円建てで仕入れており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握が十分ではなく、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 21 日付けで和解契約書を締結した。
---------------	--

事案番号	24年度(あ)第157号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社から商品を外貨建てで輸入し、国内の会社に外貨建て及び円建てで販売している。 ・当社は、外貨の支払いはあるものの外貨による入金もあるため、全体としての外貨実需は少なく、長期にわたる為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 4 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、商流を踏まえた外貨実需額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年8月 27 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第158号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場の変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年7月24日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第162号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売していたが、仕入価格は為替相場以外の要因により決定されることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資

	料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年9月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第164号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していたが、他の金融機関とのデリバティブ取引を勧案すると、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約のリスクについて、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行がA社の解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月3日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第165号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外又は国内から商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨の実需はあるものの、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できることから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年8月16日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第174号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、国内で材料を仕入れ、製品化して販売しており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものではなく、決済も全て円建てで行っていることから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的なリスク及び解約清算金等について十分に理解できず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、材料の仕入価格が為替相場変動の影響を受けることを把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格が為替相場変動の影響を受けることを客観的資料によって確認していないことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 27 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第175号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者からの執拗な勧誘を断りきれず、本件契約を締結した。
相手方銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に

(B銀行)の見解	<p>一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行い、執拗な勧誘も行っていないため、説明・勧誘方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年9月20日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第180号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格は為替相場変動の影響をほとんど受けないことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、本件契約の内容についてB銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握し、仕入価格と為替相場の相関性の検証を行った上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不

	<p>十分であったこと等を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 11 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	24年度(あ)第182号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていたものの、販売価格に一定程度転嫁することが可能であったため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、本件契約の具体的リスクについてB銀行担当者から十分な説明を受けおらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から、仕入価格への為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することは困難であることを聴取していたが、客観的資料による裏付けは取っていないため、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 27 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第187号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内の会社から商品を仕入れ、国内において販売している。 ・当社は、販売先から発注を受け、販売価格を決めた後に仕入価格を決めていることから、当社には本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第189号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原料を使用した商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場以外の要因による影響を大きく受けていたことから、当社の為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、本件契約の内容、円高時の具体的リスクについて、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析が必ずしも十分ではなかったことは認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第199号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売していたが、仕入価格は為替相場変動の影響をほとんど受けていなかったため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月 13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 13 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第200号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から直接外貨建てで又は円建てで、若しくは、国内の会社を通じて円建てで輸入した原材料を元に商品を製造し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動による影響を受け、それを販売価格に転嫁することは困難であったことから、当社に一定の為替リスクヘッジニーズは存在していたが、本件契約による取引金額は、当社における海外からの外貨建ての輸入金額に比べ過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その説明は不十分であり、商品の内容及び円高時の具体的リスクを十分に理解しておらず、B銀行担当者に勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第208号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、一部商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたものの、当社の外貨実需額及び他の金融機関と締結していたデリバティブ取引等を勘案すれば、本件契約に係るヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約が内包する具体的リスク等について十分な

	説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額について、客観的資料による裏付けを取っていないため、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年7月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年9月 25 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第213号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて仕入れ、国内において販売している。 ・当社の決済はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん	【申立受理→あっせん打ち切り】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。
-------	---

事案番号	24年度(あ)第222号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から商材を仕入れて加工した上で、国内で販売している。決済はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容、円高時のリスクについて十分な説明を受けないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び為替相場変動の影響を受ける仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月31日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第227号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内から材料を仕入れ、加工した上で、国内において販売しており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関性の検証を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、円高時の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年9月18日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>24年度(あ)第235号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、それらを国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受け、販売価格にその影響を転嫁できなかったため、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第242号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社に支払を外貨建てとして製造を委託していたことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に係るヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、ヘッジ比率が高率であったことは認めるが、A社から聴取した今後の仕入増加見込みを勘案すれば妥当であったと判断している。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年9月28日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	24年度(あ)第251号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外産の商材を国内の業者を通じて円建て又は一部外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、主に市場価格により決定されるものであり、為替相場変動の影響はほとんど受けず、影響を受けたとしても販売価格に転嫁可能であることから、当社に為替リスクヘッジニーズはほとんど存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その商品内容、具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズが存在することを確認して、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年8月23日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第282号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一部商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたが、当社の輸入仕入額は少額であり、為替相場変動の影響を販売価格に一定程度転嫁できることから、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第285号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズは存在していたが、当社にとって本件契約は取引期間が長期に過ぎるものである。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約の取引期間が長期に及んだのは、A社の希望する行使価格を実現するためであり、問題はなかったと判断している。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月20日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことからあっせん手続を打ち切った。

以上